

桃李小学校いじめ防止基本方針 R8

1 桃李小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

入善町立桃李小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「桃李小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

令和 7 年度は、仲間外れをされて精神的な苦痛を感じた事案をいじめとして認知した。

(2) 本校の課題

- ① 自分の気持ちを相手にうまく伝えられずにトラブルになることがある。特に、中学年から人間関係が広がりトラブルも多くなる傾向があるので、低学年の段階から未然防止の指導の充実に努める必要がある。
- ② 言葉遣いが悪く相手を傷つけるような言動をとったり、自分勝手に行動したりして周りに迷惑をかけたりする子供がおり、トラブルになることがある。特に、冷やかしからいじめ、直接の悪口等、言葉によるトラブルが見られるので、言語環境に留意した教育活動に努めなければならない。
- ③ 全学年が単級でクラス替えがないために、人間関係が固定したり、高学年ではグループ化が進んだりすることで、人間関係に悩みを抱える子供がいる。望ましい学級集団づくりが課題である。
- ④ ゲーム内での言葉遣いや課金等によるトラブル、SNS 上のやりとりでのトラブルが増加傾向にある。ネット環境を正しく安全に使用することができ

るよう家庭への啓蒙が必要である。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 「いじめは絶対に許されない行為である」という意識を共有し、相談のための体制や相談しやすい雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。
- ② 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ③ 一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりや一人一人が活躍できる集団づくりに努め、「居場所づくり」を進める。また、自己有用感を高め、互いのよさや成長を認め合える共感的な人間関係の育成を図る。
- ④ 子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組(委員会活動によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等)を推進する。
- ⑤ いじめにつながりやすい感情(ストレス等)の要因に着目し、学校の教育活動全体を通して、子供自身がその改善を図り、適切に対処することができる力を育む。
- ⑥ いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ⑦ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。
- ⑧ 特に配慮が必要な子供については、日常的に当該の子供の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の子供に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭との連絡等を通して子供を見守る。
- ② 些細なトラブルに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ③ 定期的ないじめアンケート調査や教育相談「マイハートアンケート」の実施、「困ったよポスト」の設置等により、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ④ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるような体制を整備し、保健室での相談やスクールカウンセラー等の情報について、広く周知するよう努める。

(3) いじめが起きたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、些細な兆候であっても丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- ③ いじめと疑われる行為を発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- ④ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、町教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。
- ⑤ 犯罪行為を伴うもの等、学校や町教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- ⑥ いじめられた子供又はその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア 徹底して秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保する。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導するなどして、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て取り組む。
- ⑦ いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為を止めさせ、再発防止に努める。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーに十分留意した対応を行う。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行う。
- ⑧ いじめが起きた学級の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ⑨ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても

見守りを続ける。

- ⑩ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。ただし、将来的に根拠として必要になる場合があるので、関係機関と相談し対応する。
- ⑪ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ⑫ パスワード付きサイトや SNS、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ⑬ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、少なくとも 3 か月は十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

※参照 「富山県 いじめ防止基本方針」(平成 29 年 3 月 富山県教育委員会)
令和 3 年改訂

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
(児童生徒が自殺を企図した場合等)

イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間 30 日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ① 速やかに入善町教育委員会に報告し、町教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ② 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ③ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

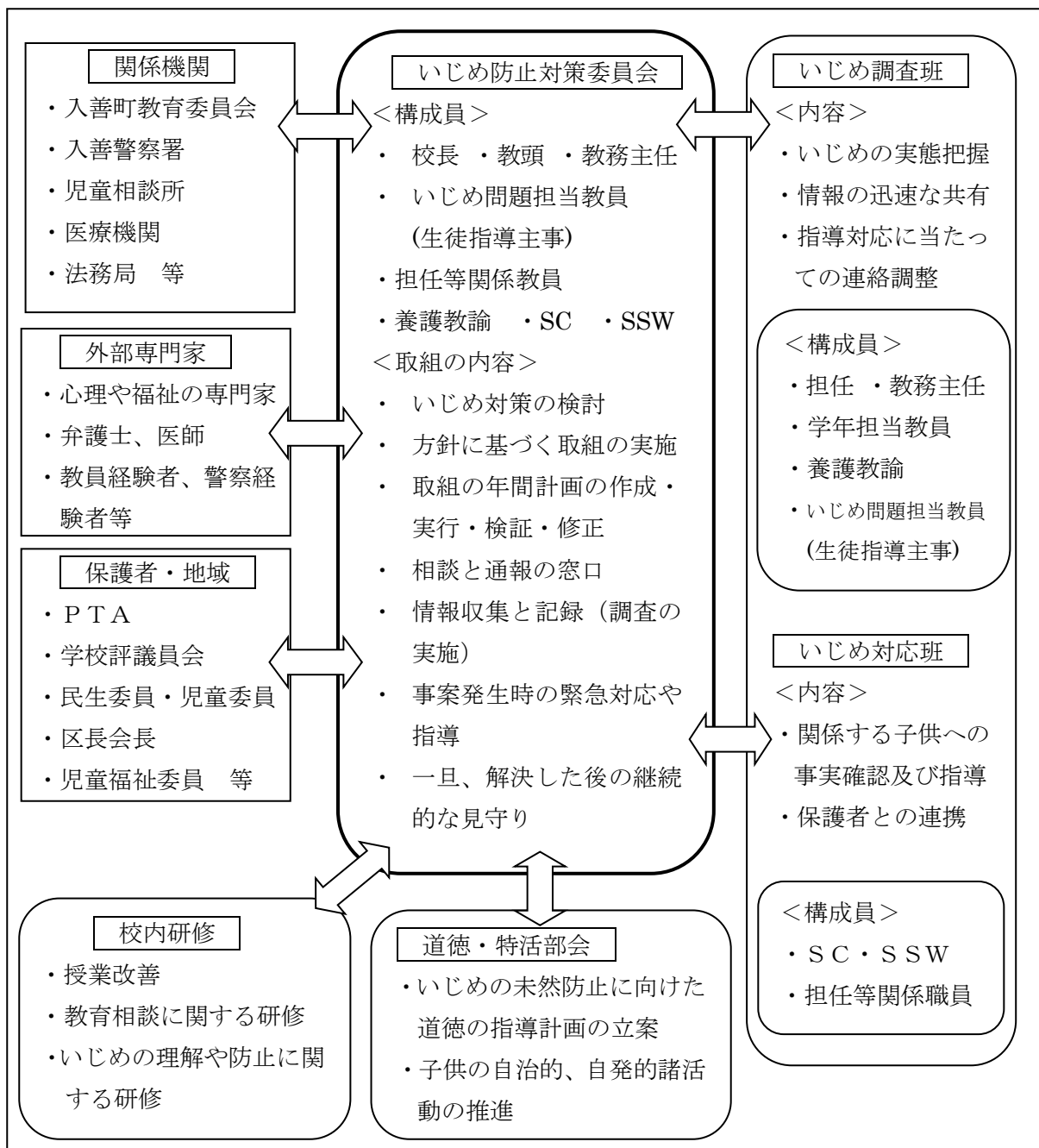
※参照 「自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成 22 年 3 月 文部科学省)

「入善町自殺対策計画 ～誰もが自殺に追い込まれることのない入善町の実現を目指して～」(令和 6 年 3 月 入善町)

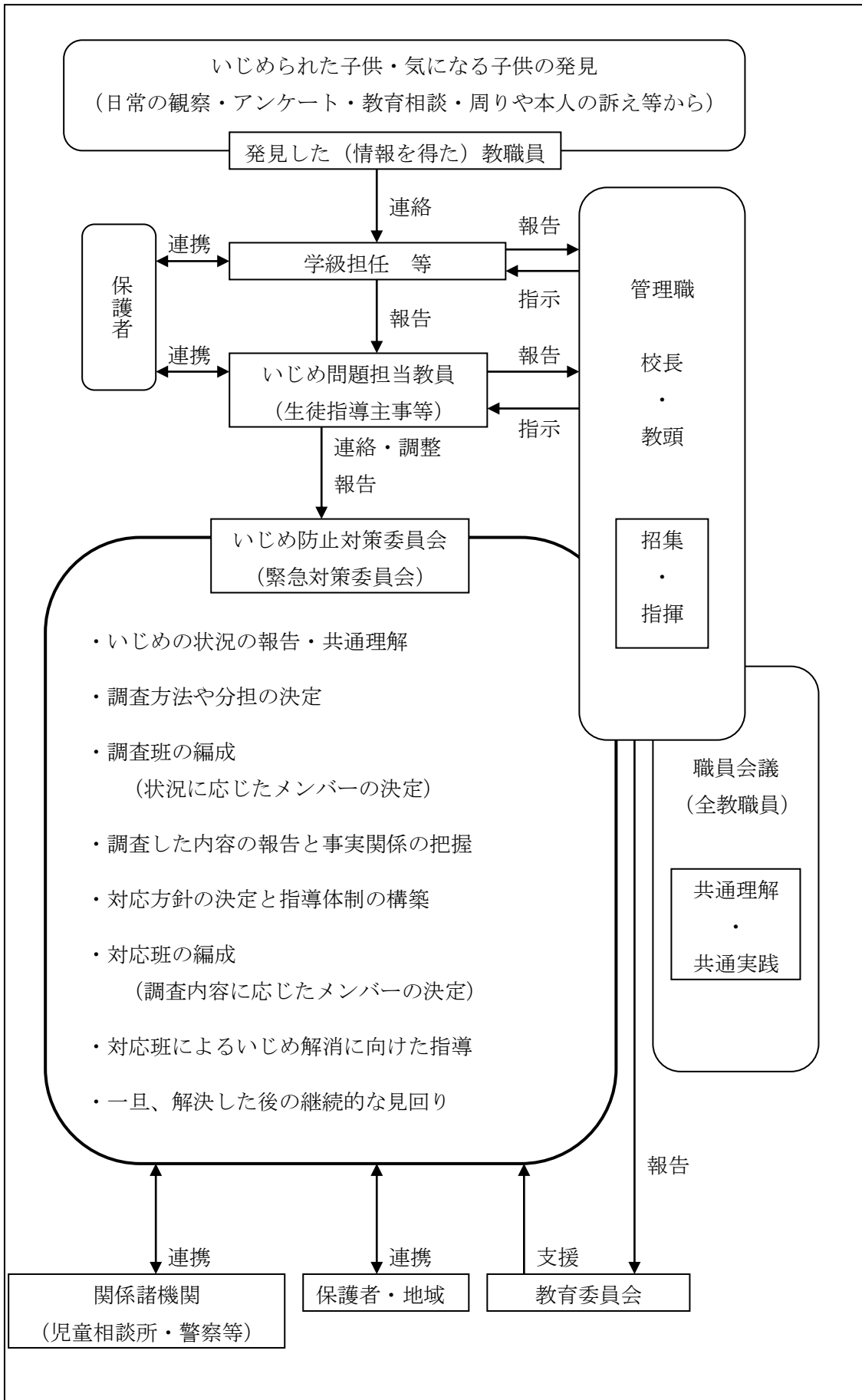
【いじめ防止対策委員会】

校長 教頭 教務主任
 いじめ問題担当教員（生徒指導主事）
 スクールカウンセラー（SC）
 スクールソーシャルワーカー（SSW）
 養護教諭
 担任等関係教員

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	← 事案発生時、緊急いじめ防止対策委員会の実施 →				
	いじめ防止対策委員会 実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解				
	職員会議		いじめ問題に関する 職員研修会①		
PTA 総会及び学級懇談 会での保護者啓発					
未然防止への取組	よさや成長を認め合える特別活動の充実 (学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事) いじめ0宣言、いじめ見逃し0宣言の活用				
			企画委員会による 未然防止に向けた自治活動		
早期発見への取組	いじめ実態把握調査と面談（年6回…4、6、9、11、1、3月） 学校生活実態把握調査と面談（年6回…5、7、夏休みの登校日、10、12、2月）				
			i-check 検査		i-check 研修会

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
校内委員会等	← 事案発生時、緊急いじめ防止対策委員会の実施 →							
	いじめ防止対策委員会 実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画 の確認							いじめ防止対策委員 会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
				いじめ問題に関する 職員研修会②				
未然防止への取組	よさや成長を認め合える特別活動の充実 (学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事) いじめ0宣言、いじめ見逃し0宣言の活用							
			企画委員会による 「人権週間」への取組			道徳・特別活動 計画へ生かす		
早期発見への取組	いじめ実態把握調査と面談（年6回…4、6、9、11、1、3月） 学校生活実態把握調査と面談（年6回…5、7、夏休みの登校日、10、12、2月）							
			i-check 検査		i-check 研修会			
			保護者 学校評価アンケート					